

クローズアップ



日本初男子プロバレーボールチームの誕生 ヴォレアス北海道

(株)アイ・ディー・エフ 代表取締役 池田 和広

■北海道で5番目のプロスポーツチームが旭川に誕生

北海道日本ハムファイターズ、北海道コンサドーレ札幌、エスポラーダ北海道、レバンガ北海道、そして5番目がヴォレアス北海道（男子プロバレーボール）です。

今までプロスポーツ4団体はすべて札幌（全道の人口が集中）ですが、あえてリスクである札幌以外からのプロスポーツチームが旭川で誕生しました。

■(株)アイ・ディー・エフとヴォレアス北海道誕生の経緯

まず、(株)アイ・ディー・エフについて簡単に紹介します。(株)前田理工の分割事業譲渡によって、池田和広を社長として2008年1月に社員13名で創業しました。主要な事業としては、防水工事（旭川市各公共施設、道立美術館など）外壁改修工事（道内公共施設、民間分譲マンションなど）アスベスト対策工事（調査・工事）となりますが、なかでも防水工事における「超速硬化ウレタンスプレー工法」を得意としています。会社名の由来はInnovation（革新技術）をDynamic（大胆に）Flexible（柔軟的に）の頭文字から取ったものです。

近年多くの企業で人手不足を感じ、特に若い社員の減少が課題となっていると思います。

当社でも今後、事業基盤の確立を考えたときに大きな課題が、後継者の育成、そして若い人材を増やすことでした。そこで長男で現常務の池田憲士郎が当社に入社することを決断したのが2011年のことです、東京での別の会社で修行を積むと同時に東海大第四高等でバレーボールに打ち込んでいたこともあり、2011年にIDFクラブチーム（男子バレーボール）設立に協力しました。

その長男憲士郎が修行を終え戻ってきた2014年4月売上は順調でしたが、会社の平均年齢は50歳弱であることに「10年後の不安」を痛感し、そこで若い人材採用にあらゆる手段を講じましたが、わずかの採用にとどまりました。

2015年春より、「IDFクラブチーム」を活用しバレーを出来る環境を提供する条件で、全国のバレー経験者（実際は北海道出身者がほとんど）に働きかけてみると、何とUターン・Iターン・道内新卒者で7名の若い人材の採用につながり、仕事・趣味のワークライフバランスを実践できることがアピールになり、バレー以外でも、紹介で若い社員が増えました。その効果もあり現在は現場作業者の内製化も進み60名の社員数で平均年齢も38歳となっています。スポーツが（バレーボール）社員採用の一助となりました。

2016年10月IDFクラブチームを母体として一般社団法人北海道バレーボールクラブ（理事長池田和広）を設立し、チーム名「ヴォレアス北海道」が誕生します。

株式会社IDFはヴォレアス北海道のパートナーシップ企業の1社となりました。



(株)アイ・ディー・エフ池田社長

ヴォレアス北海道とは

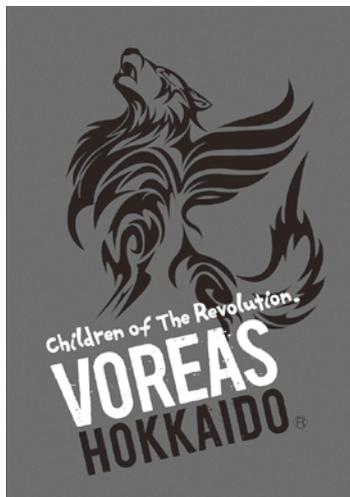
Profile (プロフィール)

北海道唯一、国内唯一のプロバレーボールクラブチーム「ヴォレアス北海道」は、2016年10月「一般社団法人北海道バレーボールクラブ」を運営母体として設立。国内最高峰のバレーボールリーグである「V・プレミアリーグ」昇格を目指し、2017/2018シーズンから「VチャレンジリーグII」に参戦をし、全18戦中15勝で初参戦・初優勝を果たしました。バレーボール界のニューウェーブとして独自のイベント運営や個性的なプロモーションを展開し、幅広い分野の業態や様々な媒体からも着目されています。

Team Name (チーム名)

チーム名のルーツは、ギリシャ神話の強靱な北風神であるボレアース (Boreas) のBを“Volley”のVに変え名付けました。エンブレムとなるチームシンボルは、北海道に生息していた伝説の狼であるエゾオオカミに、翼を持つボレアースのイメージを重ね合わせて象徴化しています。

このシンボルとつねに一緒に掲げられるチームスローガンは“Children of The Revolution”「革命の子ら」“Revolution (革命)”という言葉に、これからのバレーボールとその環境への革命児でありたいという



チームエンブレム

思いを、意思と姿勢にしてトップチームを目指し勇敢に立ち向かっていきます。

History (歴史)

▼2011年

チーム母体となる「アイ・ディー・エフ」バレーボールクラブ設立

▼2014年8月・2016年7月

「第34・36回全日本6人制クラブカップ選手権大会」出場

▼2016年10月21日

「一般社団法人北海道バレーボールクラブ（運営母体）」と「ヴォレアス北海道」設立



▼2017年3月

「第7回全国6人制バレーボール総合優勝大会」優勝 (IDFとしての出場)

▼2017年7月1日

Vリーグ機構に準加盟チームとして加盟

▼2017年8月5日

チーム初披露イベント「VOREA - SpresentsV-THEATER2017」を、旭川市総合体育館にて香港の強豪「ドラゴンチーム」を招きエキジビションマッチを開催 (3-0) で勝利

▼2017年11月18・19日

「VチャレンジII 2017/2018」開幕戦ホームゲーム開催鷹栖総体/入場者数2475人

▼2017年12月

「平成29年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会ファイナルラウンド」出場

▼2018年1月20・21日

「VチャレンジII 2017/2018」2ndホームゲーム開催東川小学校/入場者数1497人

▼2018年2月24・25日

「VチャレンジII 2017/2018」3rdホームゲーム開催旭川総体/入場者数2244人

▼2018年2月25日

「VチャレンジII 2017/2018」リーグ優勝決定

▼2016年～2018年

この間、鷹栖町・東川町・旭川市・比布町と包括連携協定締結（各地にてイベント参加・バレー教室を開催）

▼2018年

道内各地においてイベント・育成事業展開（札幌ドームにてバレー教室、幌延、留萌他）

▼2018年8月18・19日

「VOREASpresentsV-THEATER2018」をVプレミアリーグ昨年度2位豊田合成チームを招き大雪アリーナにてエキジビジョンマッチ開催（フルセット3-2で惜敗）

▼2018年9月22～26日

世界バレー（女子）札幌会場出場キューバナショナルチームとの事前合宿公開試合

▼2018年11月～3月

「Vリーグ3V2018/2019」開幕（ホームゲーム3回）全20戦

▼2018年12月

「平成30年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会ファイナルラウンド」出場



文化として生まれ定着してきました。我々「ヴォレアス北海道」はまさにそのスポーツ文化構築への最初の一步を歩み始めたところです。私たちは、単なるトップチームを目指すだけのプロバレーボールクラブチームではなく、この北の大地に新たなスポーツ文化を築き、そこに生きる全ての人々と共に歩むことのできるクラブチームとして成長することに「ヴォレアス北海道」の存在価値を見い出しています。

それが、日本で唯一のプロバレーボールチーム「ヴォレアス北海道」なのです。

現在は、物質的な豊かさを求める世の中から精神的豊かさを求めて、人々の命にとって望ましい世界へと移る時代がやってきていると思います。

私たちの理想的な心理を貫く行為（Revolution；革命）が、そう簡単に成し遂げられるはずはありません。その為にも、私たち「ヴォレアス北海道」の活動に付随する様々な事業展開をとおして、地域の方々と密接に関わり、豊かな“スポーツ文化”が存在する社会に少しでも貢献できればと考えております。

「ヴォレアス北海道」を応援する仲間を増やして“一緒に北海道を盛り上げて楽しもう”を合言葉として、私たちの趣旨への賛同と共に、ご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「スポーツが文化になる」

2017年11月1日、株式会社VOREASを設立、代表取締役社長に池田憲士郎就任、（一社）北海道バレーボールクラブよりイベント・ゲーム開催及び収益事業の事業譲渡を受ける。（一社）北海道バレーボールクラブは普及・指導等公益活動団体となる。

以下、株式会社VOREAS 代表取締役社長 池田憲士郎からのご挨拶。

ヨーロッパをはじめとして諸外国では、クラブチームとその地域の人々が、一体となってスポーツを楽しみ、熱狂し、それは生活の一部そのものとなっています。

そのヨーロッパにおいても、幾多の困難をサポートする人々とクラブチームが共に乗り越え、協力し合って長い歴史の積み重ねの末、スポーツが



地域と歩むヴォレアス北海道



旭川東税務署 新任幹部自己紹介

旭川東税務署
署長

阿部輝男氏

この度の人事異動で、旭川市東税務署長を拝命いたしました阿部でございます。

公益社団法人旭川東法人会並びに会員の皆様方におかれましては、常日頃から税務行政全般に対しまして深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、士別市出身で、これまで、国税庁、東京国税局、同国税局管内の税務署で、主に相続税などを担当する資産課税の仕事を経験してまいりました。札幌国税局管内での勤務は初めてであり、故郷に程近い旭川での勤務には、大変感慨深いものがございます。

貴会におかれましては、大変活発な活動を展開されていると伺っており、大変心強く思っております。税制では、消費税率の引き上げと軽減税率の導入、事業承継税制の大幅改正等々、事業者の皆様に関係する重要事項が多くございます。今後も、貴会の皆様と様々な機会を通じて意見交換を行い、信頼される税務行政の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げ、あいさつとさせていただきます。

旭川東税務署
副署長

利木篤志氏

この度の異動で、旭川東税務署副署長を拝命いたしました利木でございます。

公益社団法人旭川東法人会におかれましては、日頃からe-Taxの普及をはじめ納税意識の高揚にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

私は、札幌国税局管内の各税務署や国税局に勤務してまいりましたが、旭川は平成27年7月から1年間勤務し、2年ぶり2回目の勤務となります。前回、旭川に勤務した際には、夏の酷暑が強く印象にあります。短期間で2回目の勤務となり何か不思議な縁を感じております。

さて、来年10月には、いよいよ消費税率の10%への引き上げと、軽減税率制度が実施されることとなっております。制度の円滑な導入に向けて、引き続き法人会の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

法人会会員の皆様方とは様々な機会を通じて意見交換させていただき、会活動に対して微力ながら支援させていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

旭川東税務署
法人課税第1部門
統括国税調査官

原田裕敏氏

昨年の人事異動で旭川東税務署法人課税第1部門統括官を拝命いたしまして、本年度で2年目となります。

昨年は多くの会活動のうち、研修会の講師や、イベントなどの一部に参加させていただき、また時には私の方が逆に楽しませてもらった一年間でありました。

その中で感じたことは、皆様の会活動に対する大きな熱意であり、大いに頭の下がる思いでした。

本年度におきましても「おもしろ税ミナヘル」や「税務研修会」など充実した行事がある中、来年10月に実施される消費税率引き上げに伴う軽減税率制度の円滑な導入に向けた事業者への制度周知や、平成32年4月以降開始する事業年度の大法人のe-Tax申告義務化をはじめとするe-Taxの更なる普及推進など、様々なことで皆様のお力をお借りさせていただくことがあるかと思えます。

これからも微力ながら皆様のお役に立てるよう努めて参りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

旭川東税務署 幹部及び担当の異動状況(関係分)

《転出者》

氏名	旧	新
新村吉臣	署長	退官
鶴田満	副署長	札幌国税局 調査査察部 統括国税査察官
大友博喜	総務課長	札幌国税局 厚生課 課長補佐
田賀洋介	法人課税第3部門 統括国税調査官	札幌国税局 人事第1課 人事専門官
加藤晃	法人課税第4部門 統括国税調査官	札幌北税務署 法人課税第5部門 統括国税調査官

《転入者》

氏名	新	旧
阿部輝男	署長	東京国税局 調査第1部 特別国税調査官
利木篤志	副署長	札幌国税局 調査査察部 特別国税調査官
品田隆之	総務課長	税務大学校 札幌研修所 総務主事
原田裕敏	法人課税第1部門 統括国税調査官	(留任)
岡田恵理	法人課税第2部門 統括国税調査官	(留任)
山本尚	法人課税第3部門 統括国税調査官	札幌西税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
高澤洋司	法人課税第4部門 統括国税調査官	札幌国税局 課税第1部 課税統括課 主査
村形朋晃	法人課税第1部門 連絡調整官	(留任)
中田孝一	法人課税第1部門 上席国税調査官	(留任)

年末調整説明会及び消費税軽減税率制度説明会のお知らせ

会場の収容人数には限りがございます。満席の際には、会場に入場できない場合がありますので予めご了承ください。

市町村	開催日	開催時間(受付時間)		会場
東神楽町	11月14日(水)	年末調整	13:30~15:30 (13:00)	東神楽町役場 2階 研修室2 (旧東神楽町農村環境改善センター大会議室)
		消費税	15:40~16:10	年末調整説明会(13:00受付13:30開始)に引き続き、15:40から消費税軽減税率制度説明会を開始いたします。
東川町	11月16日(金)	年末調整	13:30~15:30 (13:00)	東川町役場 大会議室
		消費税	15:40~16:10	年末調整説明会(13:00受付13:30開始)に引き続き、15:40から消費税軽減税率制度説明会を開始いたします。
上川町	11月19日(月)	年末調整	13:30~15:30 (13:00)	上川町役場 大会議室
愛別町	11月20日(火)	年末調整	13:30~15:30 (13:00)	愛別町総合センター 2階 大ホール
		消費税	15:40~16:10	年末調整説明会(13:00受付13:30開始)に引き続き、15:40から消費税軽減税率制度説明会を開始いたします。
旭川市	11月22日(水)	年末調整	14:00~16:00 (13:30)	旭川市民文化会館 大ホール
美瑛町	11月26日(月)	年末調整	13:30~15:30 (13:00)	美瑛町役場 4階 委員会室
		消費税	15:40~16:10	年末調整説明会(13:00受付13:30開始)に引き続き、15:40から消費税軽減税率制度説明会を開始いたします。
当麻町	11月27日(火)	年末調整	13:30~15:30 (13:00)	当麻町公民館 まとまーる
		消費税	15:40~16:10	年末調整説明会(13:00受付13:30開始)に引き続き、15:40から消費税軽減税率制度説明会を開始いたします。
比布町	11月28日(水)	年末調整	13:30~15:30 (13:00)	比布町農村環境改善センター (*会場が変更になっています)
		消費税	15:40~16:10	年末調整説明会(13:00受付13:30開始)に引き続き、15:40から消費税軽減税率制度説明会を開始いたします。

多彩なセミナーを開催

法人会では経営に役立つ様々なセミナーを定期的に開催している。

6月20日(水)には講師に、はまぐち総合法律事務所代表の濱口貴行氏を招き、人材採用や人事労務に関するセミナーを開催した。人材不足や労務トラブル、働き方改革など現代の様々な労働環境にいかに対応すべきか、そのヒントを探るべく受講者は熱心に耳を傾けた。

9月18日(火)には市内で活躍する専門家集団プロネットワーク5より皆川岳大氏（弁護士）、上村修一郎氏（司法書士）、植西晃典氏（不動産コンサルタント）の3氏を講師に招き、債権法や相続法の改正、不動産市況などについて分かりやすく解説してもらった。専門家による最新の情報に経営者をはじめ実務担当者は真剣な眼差しでペンを走らせた。



人材採用等に関するセミナー(6/20)



民法改正等に関するセミナー(9/18)

法人会アンケート調査システムにご登録ください!

**登録方法は大変簡単です
当会ホームページをご覧ください**
当会ホームページ：<http://ash-ho.or.jp>
または旭川法人会で検索



をクリックして下さい

アンケートは2か月に1~2回程度配信される予定です
(大変簡単なものです)

法人会アンケート調査システムは平成22年に創設され、親会・青年部会・女性部会が一体となって会員企業の皆様のご登録を積極的に推進いたしております。

全国約80万社の会員企業を擁する法人会が実施するアンケート調査に関しましては、行政やマスコミ等をはじめ多方面から極めて高い評価と期待をいただいているとともに、法人会のパブリシティ向上にもつながっております。

つきましては、当アンケートシステムに会員の皆様のご登録ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

KHT 株式会社 **コハタ**
KoHATa Inc.

代表取締役社長 木 幡 光 範

本 社 旭川市永山2条3丁目2番16号 TEL 0166-48-0136

札幌支店 札幌市白石区流通センター1丁目 TEL 011-862-7861

道北営業所／札幌営業所／北見営業所／倶知安営業所／帯広営業所／道南営業所／岩見沢営業所
東北営業所／弘前営業所／秋田営業所／横手営業所／盛岡営業所

平成30年度納税表彰

永年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税務行政への協力、さらには法人会・間税会などの活動に対して尽力された方々が納税表彰の榮に浴されました。

当会からは副会長の山崎與吉氏（男山(株)代表取締役社長）が国税庁長官表彰を受表彰されました。その功績に対しまして衷心より敬意とお祝いを申し上げます。



行事予定(10月～3月)

- 11月5日 おもしろ税ミナ〜ル実行委員会
- 11月9日 第32回全国青年の集い岐阜大会
- 11月18日 法人会おもしろ税ミナ〜ル2018
- 11月29日 税務研修会
- 11月下旬 事業研修委員会
- 12月上旬 青年・女性部会研修会&きき酒会
- 12月上旬 租税教室(~2月まで計3回)
- 1月中旬 広報委員会
- 1月下旬 新春講演会&新年交礼会
- 2月上旬 四団体合同新春研修会&ニューイヤーパーティ
- 2月中旬 新設法人説明会
- 2月下旬 実務者向け(地区別)税務研修会
- 3月上旬 春期講演会
- 3月上旬 女性部会税務研修会&懇談会
- 3月中旬 青年部会交流事業
- 3月中旬 第3回理事会
- 3月中旬 広報誌第83号発行

震災のため全道大会中止

9月7日(金)帯広市において開催予定であった第55回北海道法人会税制改正提言全道大会は前日6日に発生した北海道胆振東部地震による甚大な被害や全道的な停電のためやむを得ず中止となりました。参加予定の皆様にはお詫び申し上げますとともに震災に見舞われた皆様には早期の回復を心よりお祈り申し上げます。

尚、来年の全道大会は室蘭市において9月5日(木)開催予定となっております。

花いっぱい運動に協力

法人会では社会貢献活動の一環として、国際バーサーロペット交流委員会が実施している青少年文化交流事業の趣旨に賛同し「花いっぱい運動」に協賛しています。

写真のフラワーポットは7月20日まで約1ヶ月間、旭山動物園に設置されました。



真心のある建築に全力を尽くします

とびせい



Human Big Power

『24時間体制』であなたの建物をお守りいたします。

東成建設株式会社

旭川 旭川市宮下通22丁目左10号
TEL (0166)☎31-5115(夜間共) / FAX (0166) 33-8592

札幌 札幌市白石区菊水元町2条2丁目1-5
TEL (011)☎875-5121(夜間共) / FAX (011) 875-5104

企業・お店のPRに!

法人会クーポン『掲載企業募集中』

掲載に関する内容

会員企業はもとより一般企業（一部制限あり）の方も掲載いただけます。
登録料・手数料は一切かかりません。

- 配布先／(公社)旭川東・中法人会会員企業約2,100社
- 年間発送予定／3月／7月／10月／12月

★当会ホームページに詳細・申込用紙などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。
(HP <http://ash-ho.or.jp>)

掲載費など一切無料!

宣伝効果間違いなし!

<p>表面</p> <p>会社・店舗名 割引内容・注意事項など</p>	<p>《掲載イメージ》</p>
<p>裏面</p> <p>住所・TEL 地図・会社PRなど</p>	

※右記のクーポンチラシ一覧は、A4サイズで配布しております。

お店や会社の広告を封入しませんか?

- ★封入手数料……会員 10,000円(税込)・非会員 20,000円(税込)
- ★配布先……(公社)旭川東・中法人会会員企業約2,100社(親会所属会員のみ)
- ★チラシサイズ…A4サイズ以内(印刷済のものを持ち込んでいただきます)
- ★発送時期……3月・7月・10月・12月などを予定

● 発送までの流れ ●

1. 事前にお申しいただき、封入チラシの内容等を確認させていただきます。
 2. 発送予定日の1週間前までに印刷済のチラシを法人会事務局までお届け願います。
 3. 封入の上、全会員企業宛に発送いたします。
 4. 封入手数料をご請求いたします。
- ・ 発送時期は1年を通してございますが、その都度異なりますので法人会事務局までお問い合わせ下さい。
 - ・ チラシは原則1枚ものとしたしますが、パンフレット等の場合はお問い合わせ願います。(但し追加料金をいただく場合がございます)
 - ・ 封入希望多数の場合は、先着順により1回につき5社までとします。
 - ・ 一部の地域のみのお届けは出来ません。
 - ・ チラシの掲載内容について、次のような記載がある場合は封入をお断りいたします場合がございます。
 - * 誹謗中傷
 - * 公序良俗に反するもの
 - * 法律上取引が禁止されているもの
 - * その他、封入が適当でないと思われるもの

お問い合わせ

(公社)旭川東・中法人会
〒070-0043
旭川市常盤通1丁目
旭川商工会議所1階
TEL (0166)29-3330
FAX (0166)29-3322

当会ではA4版封筒にて年4~5回程度、広報誌や研修会の案内などを会員へ発送しておりますが、現在、サービス事業として、会員企業(非会員企業も可)の皆様のチラシなどを封入するサービスをおこなっております。難しい手続きはございませんので、是非ご利用いただけますようご案内申し上げます。

決算申告時に作成する 法人会への加入および社内監査の実施が評価されます!

法人事業概況説明書への記載について

会員の皆さまへお知らせ

平成30年4月1日以後終了事業年度分から、決算申告時に作成する『法人事業概況説明書』の様式が改定され、表面の「社内監査」欄には法人会自主点検チェックシートの活用の有無、裏面の「加入組合等の状況」欄には法人会の会員である旨(役員企業は法人会役職名)を記入することができます。旭川中・東法人会では今回の様式改定について、法人会の活動意義を大きく高めるものと捉え、地域企業の皆さまに広く周知して参る所存です。

法人事業概況説明書には次のことを記載下さい

- 旭川東・中法人会に加入していること(役員企業は法人会役職名も記載)
- 法人会自主点検チェックシートを活用していること
(※法人会自主点検チェックシートを活用いただき社内監査を実施している企業に限ります)

法人会自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。
自主点検チェックシートは当会ホームページからダウンロードできます。また、使い方などを分かりやすく解説した「法人会自主点検チェックシートのススメ」を配信していますのでご活用下さい。尚、ご不明な点などは当会事務局までお問合せ下さい。自主点検チェックシートの活用については当会主催の研修会などでも随時お知らせいたします。

当会ホームページ <http://ash-ho.or.jp>(旭川法人会で検索)

- 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8.(5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、右記のよう0記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無	<input type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
-------	-------------------------	-------------------------

(法人会 自主点検チェックシート)

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。



- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	○○○○○○○○ 法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることをご記入ください。

税に関する絵はがきコンクール

女性部会では全国的に租税教育活動の一環として税に関する絵はがきコンクール」を実施している。国民の生活を支える税の仕組みや役割について関心を持ってもらう機会の一助となればとの趣旨で行っている事業だが、当地でも各小学校から年々好評を得ている。本年も7月より旭川市近隣の小学校に募集パンフレットを配布し26校より224点もの応募をいただいた。11月18日(日)開催の法人会おもしろ税ミナ〜ルにおいて作品展と表彰式を予定している。



全国女性フォーラム山梨大会

4月12日(木)山梨県甲府市において第13回全国女性フォーラムが開催され、当部会からは佐々木部会長をはじめ8名が参加した。当日は全国各地より1,600名を超える女性部会員が集い、税に関する絵はがきコンクールの実施状況や女性部会活動の事例報告などが紹介され、記念講演や各所視察とあわせて大いに見聞を広めた。



女性部会税務研修会

例年女性部会では、税務署の定期人事異動にあわせて税務研修会を開催しているが、本年は8月23日(木)星野リゾートOMO7旭川において、講師に旭川東税務署より原田統括官と中田上席を迎えて開催した。研修は国税庁ホームページの紹介や消費税軽減税率制度の概要、さらには日本酒に関する豆知識など多岐にわたった。また、研修に引き続き実施した恒例の女性講座では「気軽に楽しむテーブルマナー洋食編」と題して、実際に食事をとりながら様々なテーブルマナーを指導いただくとともに食文化の歴史や蘊蓄にもふれ、大変和やかな雰囲気の中有意義なひとときとなった。



女性部会税務研修会の様子



テーブルマナー講座の様子

新島工業株式会社

代表取締役社長 秋島和彦

旭川市神居2条6丁目 電話(0166)(代表)62-1322番

全道青年の集い釧路大会

本年の全道青年の集いは「脚下照顧～今こそ見つめ直す刻～」を開催テーマに掲げ6月22日(金)釧路市において開催され、全道30法人会より約330名、旭川東・中法人会からは23名が参加した。玉川青連協会長より「青年部会は次代を担う子どもたちに税の使途など租税教育活動を実施し継続していくことが使命である」との挨拶で大会の幕をあげ、全国青年の集い高知大会にエントリーされ旭川も参画した深川・富良野・留萌3法人会の租税教育連携事業「小規模単位の挑戦～小さくたって出来るんだ!」や最優秀賞を受賞した福岡県直方法人会の「税に込められた想いを伝える租税教育」の事例発表などが行われた。また、記念講演や懇親会を通じて全道各地の青年部会員と情報交換や交流を深めるとともに道東の山海の幸を大いに堪能した。



大会式典の様子と旭川参加メンバー



ERROR探し



左の2枚の絵を見比べ、7ヶ所の違った部分を探して下さい。どちらかの絵に○印をつけ、ハガキに貼り応募して下さい。住所、企業名、氏名、電話番号を記入のうえ、11月30日(金)(必着)まで

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目
道北経済センタービル1階
(公社)旭川東法人会事務局宛

料金不足、封書の方は失格です。正解者から30名様に図書カードをプレゼントいたします。

■作者紹介…神谷一郎(かみや・いちろう)
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

株式会社 谷脇組

代表取締役 谷脇勝英

旭川市大雪通4丁目490番地の63 ☎(代)23-2233

成長し続ける 会社を目指して

(有)ファインルーフ

代表取締役

井上茂樹



私は平成13年に独立を認められ井上板金工業を開業しました。独立当初は一人親方として必死に屋根の上を飛び回っていましたが、たくさんの方々への支えや素晴らしいスタッフにも恵まれ、平成16年に(有)ファインルーフと法人化しました。建設業は今、若年者のなり手不足、職人の高齢化などによる人材不足が大きな課題になっています。一時期の建設不況、昔ながらの季節雇用、日給月給制が人離れを招き、熟練工に頼った工事の工法などが建設業の人材不足を深刻にしてきましたものと思います。私は法人会で知り合った先輩方の助言もあり、「安心して働ける会社」にするため新卒採用、年間雇用、社会保障の充実、社員の定着化等を経営目標に取り組んできました。今、当社には10名の現場スタッフがありますが、本年度2名の18歳の新卒を迎えることができ、平均年齢29歳と若返り？を達成しました。現場では36歳から42歳の1級技能士を持った職人に2~3名の見習い工がサポートをするという体制で仕事をしています。資格の取得にも力を入れ技能士資格取得に向けた勉強会を有資格者が中心となり業務の一部として行っています。資格を取得することにより技術の向上はもちろんのこと仕事に誇りと責任を持ち、末永く一緒に働いていければと願っています。また、10名中7名が既婚者で、まさに若い力が自分の成長と家族のため頑張っています。当社での1番の課題は工事の平準化です。建設業、中でもほぼ屋外で作業を行う建築板金業ということでどうしても夏場に工事が集中し、冬場が閑散期というのが現状です。屋根の雪下ろしや、高齢者宅の除雪なども請け負っていますが、それらで利益を出すのは難しく、おばあちゃんに言われる「ありがとう。助かったよ」の言葉が最大の報酬といったところなんです。この先、AIの発達などで「屋根工事なんて必要なくなる」というような時代が来るかもしれません。それでも私たちは「社会に必要とされ、安心して働ける会社」を目指して変化し続けていきたいと思っています。今後も皆様のご指導ご鞭撻宜しくお願いいたします。

朝の話

日成工機(株)

専務取締役

森本千晶



私は朝起きるのが苦手だ。それは子供の頃から今現在まで全く変わっていない。子供の頃は母親の声で起きていたのだが、じつに見事なスヌーズ機能を発揮し、最後は怒鳴り声という最強バージョンへと変わる。そのギリギリまで布団の温もりにしがみついていた私は、テレビアニメのちびまる子ちゃんの気持ちが良く解る。社会人になってからも朝の弱さは同じで、これはもしかすると低血圧が影響しているのではと母親に提議したことがある。速攻却下されたのは言うまでもない。

早く寝れば良い。そうかもしれない。毎朝「今日こそは早く寝よう」と心に誓うのだが、夜になると何故だか眠くない。むしろ心身ともに疲れ果ててバタリと布団に倒れ込み、瞬時に眠りにつくのが至福の瞬間なのだ。それから朝になるまでは夢も見ず、目も覚めず、あっという間のことで本当に寝たのか疑いたくなる。

今現在かというと、やはり朝は弱い。一人で起きられるようにはなったものの、40~50分はウダウダと布団の中で戦っている。目覚まし時計と携帯電話を用いて10分置きに5回セットする。いずれもスヌーズ機能付なので50分の間は様々な電子音の中にいる状態だ。他の人が見れば異様な光景かもしれない。そんな耳障りな音の中でよく起きないものと皆に呆れられるが、慣れとは恐ろしいもので、その電子音も眠りの一部として馴染んでしまうのである。時には鳴っていることにさえ気付かない有様だ。「朝をスッキリ目覚める方法」で調べてみると、スヌーズは1回までと書かれている。時間に余裕をもって目覚ましをかけるのも問題のようだ。

朝起きに強くなる。これは大人になれば誰でも当たり前に行えることと思っていた期待を見事に裏切り、戦いの朝はこれからも続いていくのだろう。ただ一つ問題が。最近夜中に何度か目が覚めるようになってきた。早く寝てもスッキリしない。これはまた別の問題か。

経営者のための 法律相談

Q & A



旭川綜合法律事務所弁護士 皆川 岳大

Profile

永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいる。好きなアーティストは長渕剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。

民法(債権法)の改正について

Q

先日、民法が改正されるとニュースで見ました。経営者として知っておくべき改正点があれば、教えてください。それと、今契約を取り交わすことになれば、もう改正された民法が適用されるのでしょうか。

(会社経営者 53歳)

A

今回は、民法改正についてご説明します。平成29年5月26日に参院本会議で賛成多数により可決されたことで、改正民法が成立しました。今回の改正は債権法(債権債務関係を規律する法規範。主に民法の第3編が該当します。)に関するものであり、債権法には各種契約についての条文が含まれていることから、経営者として今回の改正について知っておくべき必要性は高いといえます。

今回は消滅時効、法定利率、個人保証の制限の3点についてご説明していきます。

1 消滅時効

改正前民法においては、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」(旧166条)とした上で、債権の消滅時効について、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する。」(旧167条1項)と規定されていました。これに対し、改正民法においては、「債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。」(新166条1項)とした上、1号で「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。」、2号で「権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。」とされ、債権者の主観により消滅時効の期間が変わることが明示されました。

また、商事時効(5年)や短期消滅時効(1~3年、5年)についての規定は削除されることになったので、売掛金債権や請負代金債権についても、権利を行使することができることを知った時から5年、権利を行使することができる時から10年という規律が及ぶことになります。

なお、この改正点については、施行日以後に生じた債権に適用されることとなります。

2 法定利率

改正前民法においては、法定利率について、「年5分とする。」(旧404条)と規定されていましたが、改正民法においては、「年3パーセントとする。」(新404条2項)とされ、法定利率の引き下げがされています。これは法定金利と実勢金利の乖離が指摘されていたことに対応したもので、これ

は商事についても当てはまることから、年6分とされている商事法定利率についての規定(商法514条)も削除されることが予定されています。

その上で、社会情勢に伴う実勢金利の変動に対応するため、変動性が導入されることになりました(新404条3~5項)。具体的には、①3年を1期として利率の見直しをすること、②過去5年間の1年未満の短期貸付金利の平均を「基準割合」とすること、③基準割合に1パーセント以上の増減があった場合に、1パーセント刻みで法定利率を変動させる、という仕組みになっています。

なお、債権の利息が生じた最初の時点における法定利率が適用されることに注意が必要です。

3 個人保証の制限

事業のために負担する債務の個人保証(根保証も含みます。)をする場合、保証契約締結日前1か月以内に、公正証書により次の方式による保証債務履行意思の表示が必要とする条文が新設されました(新645条の6)。

- ①主債務に関する所定の事項(元本・利息・違約金・損害賠償その他の債務についての履行する意思)を公証人に口授
- ②公証人による口授の筆記と読み聞かせ
- ③保証人となろうとする者の署名捺印
- ④公証人の署名捺印

もっとも、次の者については公正証書による意思表示は不要とされています(新465条の9)。

- ①法人たる主債務者の理事・取締役・執行役等
- ②法人たる主債務者の総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者
- ③個人たる主債務者と共同して事業を行う者又は事業に現に従事している主債務者の配偶者

4 さいごに

なお、改正民法の施行日については、原則として2020年4月1日と決まっています。したがって、施行日までは、改正前の民法が適用されることとなりますので、施行日前に、契約書の条項の見直し等を行っておくとよいと考えます。



まかせて安心な信頼される企業を目指す
創業90周年から100年にむけて

森川総合紙器株式会社

代表取締役 森川唯志氏



当社は、2017年8月に創業90周年を迎えました。昭和2年に祖父の森川辰二郎が、旭川市1条11丁目にて森川紙函店を家内工業的に創業し、地元のお菓子屋さんなどに折箱や貼箱などをリヤカーで納品していたのがその始まりです。昭和32年に株式会社トーモク（北海道出身企業 東証1部上場）と段ボール箱の製造販売に関し業務提携を結び、段ボール工場を旭川市曙1条6丁目に新築移転し、森川総合紙器株式会社を設立しました。その後、昭和45年に父の森川禮市が手狭になった工場を近代化させるため、現本社工場のある旭川市永山1条12丁目に新築移転しました。

私は大学卒業後に(株)トーモクに入社、7年後の昭和63年に当社入社、



工場全景

企業概要

- 設立 創業：昭和2年 設立：昭和32年
- 略称 もりだん
- 所在地 旭川市永山1条12丁目1番21号
- 資本金 1,000万円
- 従業員 16名
- 事業 段ボール製品製造販売
包装資材販売

平成12年代表取締役就任し現在に至ります。

当社の業務内容は、主に段ボール製品の製造販売と包装資材の販売です。段ボール箱はオーダーメイドであり、一点毎にお客様と寸法・材質・デザイン等を決め、生産ロットと納入条件を勘案して売価を決定していきます。基本的には自社在庫は有りませんが、この受注産業である事と近年の小ロット化・短納期化が進んだ事から、長期生産計画が立てられないという弱点があります。また、青果物を中心とする一次産業の比率が高く、夏と冬の繁忙差が経営上の課題です。

この90年を振り返ると、家族で紙函をリヤカーで地元へ納品する事から始まり、段ボール箱を貨車やオート三輪で近郊の割箸工場や家具工場に運び、今は大型トラックで青果物や加工



森川総合紙器株式会社

代表取締役 森川唯志

本社・工場 〒079-8411 旭川市永山1条12丁目1-21
TEL(0166)48-4191 FAX(0166)48-4193
E-mail:info@moridan.com URL:http://www.moridan.com

食品用段ボールケースを全道のお客様に配送しております。時代も会社もずいぶん変わってきたのだなと改めて感じます。

2018年当社は、2台ある印刷機の中の1ラインを全面更新しました。理由は、品質の良い製品を高い生産力で少ない人員で作らなければならなくなった為です。労働力不足の時代にあつて、高速化と省力化は避けては通れない課題でありました。また、段ボール箱に求められる品質も高くなり、異物混入対策のための高速シャッターや捕虫用蛍光灯なども設置しなければならなくなりました。これらの投資は将来の当社の経営に役立つものと確信しております。



段ボール箱積載ロボット



新設印刷機EQOS

段ボールの世界について若干触れますと、日本の段ボール産業は、中国・アメリカに次ぐ世界第三位の規模を有しており、昨年生産された段ボールは142億2900万㎡です。これは1年間に日本の人口一人当たり200ケースの段ボール箱を使用した計算になります。そのうち北海道で生産された段ボールは、わずか3%程度です。

また、主原料の古紙価格は中国の動向に大きく影響を受けます。段ボールは、製紙メーカーが原紙を抄造し、コルゲートメーカーが貼合し、ボックスメーカーが製函して箱になります。当社はそのボックスメーカーに位置するわけです。段ボールの優位性は、天然資源をリサイクルして作られる・軽量ながら頑丈である・オーダーメイドである・常に新品である・美しい印刷が可能である・短期間に大量のデリバリが可能である点などです。

今後、木箱から段ボール箱が変わってきたように、段ボールケースがリターナブルコンテナなどに変わる日が来るかもしれませんが、お客様の大切な商品を安全に届ける「品質」・販売を手助けする「デザイン」・低コスト化する「提案」を売ることを理念として、現状に満足することなく、まかせて安心な信頼される企業を目指します。



高速シャッターと捕虫用蛍光灯



ISO9001認証取得

建設コンサルタント／測量業／補償コンサルタント

株式会社 **イズム・グリーン**

代表取締役 泉澤 玄一郎

本社：〒070-0026 旭川市東6条4丁目1番18号
TEL:0166-23-0440 FAX:0166-23-1434

健康
問題肩こり～特に頸椎疾患による
肩こりと日常生活上の注意点について(医)やまが整形外科クリニック
院長 山 賀 慎 一

はじめに

厚生労働省が行っている国民生活基礎調査平成25年度版によると「気になっている症状」で女性での第1位は肩こり、男性では第1位腰痛、第2位肩こりで非常に多くの方がこの症状を持っていることとなります。

肩こりを生じる部位は頸部の後面から背部または肩関節近くまでの比較的広い範囲を含み、多くは頸部の付け根の付近（肩甲背部）に症状を訴えます。その症状は主に肩甲背部の筋肉の痛み、重苦しい、張るような感じ、凝り固まった感じと表現され、時には頭痛、頸部痛、上肢のしびれや痛み、めまいなどを伴うこともあります。

肩こりは病気の名前ではなく症状の名前です。明らかな原因がなく生じるものと、何かの病気に伴って生じるものがあります。原因となる病気のない肩こりを生じる要因は長時間労働などの筋肉疲労、運動不足による筋力低下、寒冷による筋肉緊張と血流低下、姿勢不良、精神的緊張、睡眠不足などがあります。肩こりの原因となる病気も広範囲で整形外科的疾患だけでなく、内科、脳外科、眼科、精神科などの疾患に伴うこともあります。肩こりを生じる整形外科疾患は、頸椎疾患、肩関節疾患、胸郭出口症候群などがありますが、今回は一番頻度の多いと思われる頸椎疾患による肩こりについて、いつも外来診察で説明していることも含めてお話いたします。

肩こりを生じる頸椎疾患

一番多いと思われるのは中高年者に見られる変形性頸椎症です。椎間板という骨と骨の間にある軟骨のクッションが、長年の負担で少しずつ潰れてきてその高さが減少し、椎間板周辺には骨棘という骨のトゲが形成されます。年齢的な変化なので多かれ少なかれ誰でも出現します。無症状の人

もいれば、長年の肩こりに悩まされていたり、骨棘が神経に触って上肢のしびれや痛みが走るようになったり、手足の動きがぎこちなくなって歩行も困難になる場合があります。腰椎椎間板ヘルニアほどではありませんが、頸椎にも椎間板ヘルニアがあり、変形性頸椎症と同じような症状が出ます。

肩こりを生じる頸椎疾患の診断

肩こりの原因は多種多様であることから、心疾患や脳疾患など命にかかわる可能性のあるものや整形外科以外の疾患の可能性も考えながら、症状についての問診を行います。痛みの部位や上肢へのしびれや痛みの放散はないか、手足のぎこちなさはないか、など随伴する症状を聞き、原因と重症度を判断します。仕事内容や作業姿勢、趣味で夢中になっていること、また不安や悩み事がないかなども質問します。頸椎部の可動域、筋力低下や筋萎縮の有無、腱反射の異常など神経所見をチェックします。

画像検査としてはレントゲン検査をします。まず7個ある頸椎の配列をみます。正常では緩いカーブを描いていますが、真っすぐに直線化していたり、逆向きのカーブになっていたり、S字状になっていることもあります。また年齢的变化である椎間板の潰れや骨棘形成があるかをみます。神経所見がある場合にはMRIを検査します。骨だけではなく、椎間板や靭帯、神経、筋肉が描出されるので大変有効な検査です。神経の圧迫の部位や程度がわかります。頑固な頸部痛と肩こりの方でレントゲン検査では分かりにくいガンの骨転移をMRIで見つけることも稀にあります。

肩こりを生じる頸椎疾患の治療

治療は患者さんの日常生活上の注意点と医療機

関での治療とに分けられます。

日常生活上の注意点としては①姿勢②体操、運動③保温の3点を強調しており後述します。医療機関の治療としては①薬物治療（最近は特に種類が増えています）②リハビリ（ホットパックや電気治療などの温熱治療、牽引治療、筋力訓練やストレッチなどの運動療法）③症状によっては局所へのトリガーポイント注射、各種ブロック注射④症状が強くて頸部が動かせない場合や神経症状が強い時は頸椎の安静のためにカラー固定をすることもあります。⑤手がうまく動かせない、脚の運びがぎこちなくなって歩行が困難など脊髄という神経の症状があれば手術が必要になることがあります。

日常生活上の注意点

1. 姿勢

人間の頭の重さは男性が約4.5kg、女性が約4kgといわれており大変重い部位です。

また上肢は片側が4-5kg位あり、両側で約10kgあります。頸部と背中中の筋肉には上に頭部が乗っかり、両側には上肢がぶら下がるというとても大きな負担がかかっています。背中が丸くなっていたり、頸部を下に向けていると重たい頭部が脊柱の前方に位置して頸部と背部に負担がかかります。パソコン画面やケータイに長時間向かい合っていたりすると肩こりや頸部痛、頭痛が起きやすいのです。1時間以上連続して上記のような姿勢を取らないようにしましょう。

2. 体操、運動

長時間同じ姿勢でいると筋肉が凝り固まって血流が悪くなり症状が出やすくなります。また頭の重さは年齢によりあまり変化はありませんが、頭を支える筋力は年齢により減少していくので年を取れば取るほど肩こりを生じやすくなります。筋肉のストレッチと筋力向上維持のために体操や運動をしましょう。テレビ、雑誌等でいろいろ紹介されていますが、年齢や個人の体力の違いもあり、自分に合ったもので無理なく継続できるものをお願いします。簡単な体操として、背中中の肩甲骨の動きを意識して肩関節をゆっくり大きく回す背筋のストレッチ体操と、後頭部に自分の手を当てて互いに押し合う筋力向上体操を勧めています。

3. 保温

よく患者さんは入浴後に楽になったと言い、天

候が悪くなり気温が下がると辛くなると言います。入浴により身体が温まることで筋肉の緊張がほぐれ血流が改善するため症状が和らぐでしょう。心疾患のある方は注意が必要ですが、ぬるめのお湯にゆっくり入ることを勧めています。また寒冷時には衣服に気を使い、低温やけどをしないように注意しながら温かいカイロを衣服の上から貼付して使うのもいいでしょう。

おまけ① 頸椎牽引～姿勢が大切です

頸椎疾患による肩こりに対して頸椎牽引が行われます。頸椎の椎間板は腰椎の椎間板よりも2倍の負担がかかっています。牽引力により頸椎の椎間板への負担が減少します。また牽引により頸椎が引き延ばされるだけでなく、脊柱周囲の筋肉、血管、神経にも刺激が加わり筋肉内や神経周囲の血流が改善します。牽引を受ける時は姿勢が大切です。つまり、頸椎を軽く屈曲して、頸部の後方が引っ張られ伸ばされているイメージを持つことが大切です。逆に頸椎を後方に伸展して牽引すると上肢に行く神経に骨棘が触って上肢がしびれたり、肩こりや頸部痛が強くなる可能性がありますので注意しましょう。

おまけ② マッサージ～危険な場合があります

患者さんからマッサージを受けたいと希望されることがあります。しかし、肩こりの原因は多種多様であり、その原因によってはマッサージでかえって症状を悪化させる場合がありますので、きちんと医師の診察を受けて判断してもらうのがいいでしょう。マッサージにより筋肉の緊張緩和や血流改善が期待されますが、急に痛みが出て頸部を動かせない場合や、頸部の動きで上肢にしびれが出現したり背部に痛みが走るなど神経症状の可能性がある場合は症状を悪化させるので危険です。

最後に

特に頸椎疾患による肩こりについて説明しましたが、医師の診察治療を受けたいうえで、上記の日常生活上の注意点をよく理解して上手に付き合っていくことが大切だと思います。

もし分からないことがあればメモなどに整理して整形外科医師に質問してみると良いでしょう。



軽減税率制度への対応には準備が必要です!

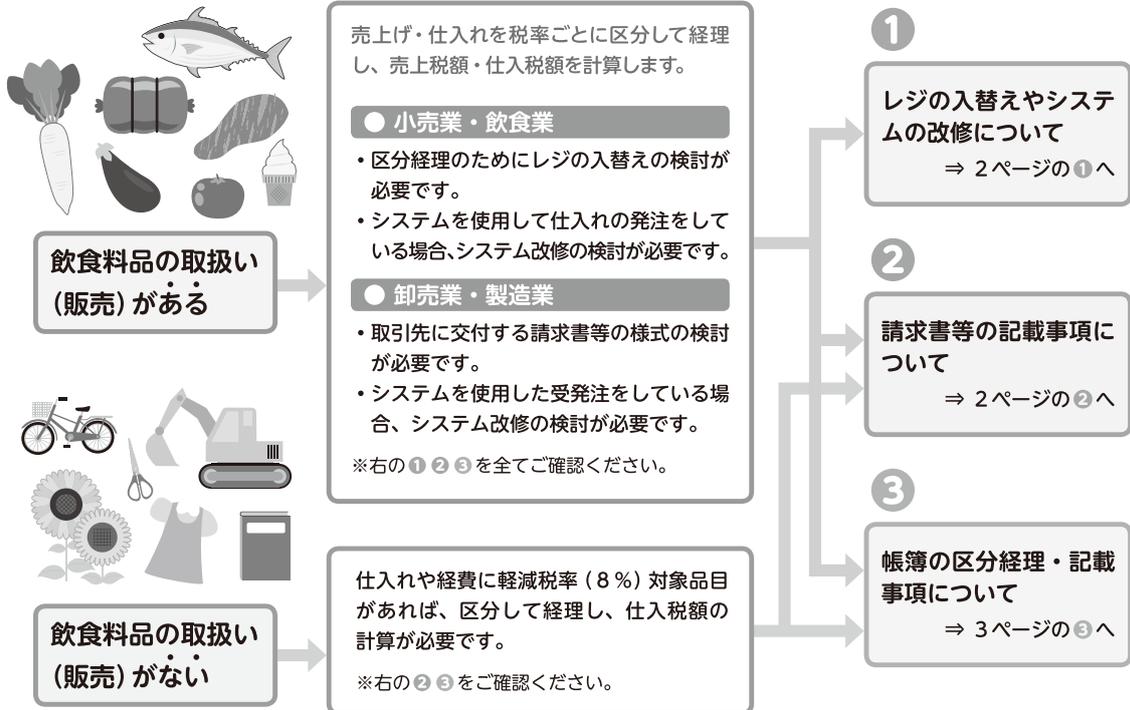
平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。



3ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型

電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0570-081-222

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

② 請求書等の記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 **A** △△商事株

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
軽減税率対象 A		
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事株

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
合計		43,200円

△△商事株

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
合計		88,000円

△△商事株

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。



知っておきたい税情報

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み) 	左記①～④の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200
⋮	⋮	⋮		⋮ B
				(※:軽減税率対象品目)

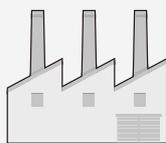
- A** 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。
- B** 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



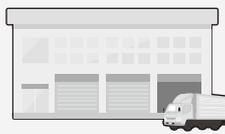
軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント 適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・ 飲食料品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。
- ・ 製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。

食品卸売業

- ・ 通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。

小売業

- ・ イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。

飲食業

- ・ 飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々には準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



働き甲斐のある 職場あつてこそ 経営

世界的なコーヒーショップ
ブチエーラのスターバック

スコアレーション創業者
のハワード・シュルツ氏は
「顧客満足（CS）」と従業
員満足（ES）は車輪の両
輪である。両者が満たされ
なければ、結果、経営満足
（MS）も満たされない。
顧客も満足せず、従業員も
疲弊するというのは、経営
満足の向上という視点から
みても本末転倒である」と
指摘しています。

周囲の経営者に、「常に
頭にあるのは、MS（経営
満足・利益の確保、経営基
盤の安定）か、CS（顧客
満足）か、ES（社員満足
か」とウェイト（重き）を
尋ねると、概ね8割の方は
業績（MS）と答え、残り
2割はCSまたはESと答
えます。

しかし、現実にはほぼC
Sが2割で、ESはタテマ

エとしての願望といったと
ころなのでしようか。

はたから見て、業績がま
ずまずの会社と違っていて
も、社長は数字に満足して
いないのか、社内のムダ減
らしや儲かる仕事のネタ探
しに忙しい、そうした経営
者が少なくないようです。

胃の痛む思いで必要売上
の確保や資金繰りに直面
しつつ、薄氷を踏む思いで
舵をとっている経営者にし
てみれば、無理もない話な
のかもかもしれません。

たまたまに、社員のやる気を
高めて短期間に好業績を上
げた企業の話の耳にすると、
「うちとは違う」「そんな
簡単なものじゃない」と、
ばつさり。この経営者の反
応の底流では、MSやCS
の機会損失が起こっていた
かもしれない。それも小
さなものではなく、大きな
損失が起きていたかもしれ

ません。経営者はそのよう
に捉える意識だけは、常に
持ちたいものです。

ある中小企業K社です。
K社も人件費コスト流動化
の一環で、非正規雇用を増
やし、正社員は全体の3分
の2ほどに。寿退社などで
辞めた元社員をパートとし
て積極的に再雇用し、正社
員同様、能力主義人事制度
で資格取得も会社として支
援しています。

そのためか、正社員以上
に顧客対応の良いパート社
員も現れ、社長はその点で
は非常に満足していました。

しかし、古い顧客から、
「なんか最近店が暗いわね」
と、指摘を受けることがこ
こ半年で数件あり、現場周
りを営業本部長に任せ、し
ばらく現場を見ていなかっ
たことが気にかかった社長
は、本部長はじめ主だった
管理者に尋ねますが、管理
者のほうでは「思い当たら
ない」と。
社長は何もつかめないま
ま、たまたま臨店していた
店で出された茶碗の端が小
さく欠けていることに気づ

きます。

「今まで誰も何も言わず
に、欠けた茶碗で飲んでい
たんだろうか」。この店
の人間は、飲んだ人が知ら
ないで唇を切るとか、そも
そも職場で出すものじゃな
いとか思わなかったんだろ
うか」。社長は漠然とでは
あるが、不安を覚えます。

その後まもなく、ある店
でパワハラ事件が発生しま
す。あるパート社員が拠点
長から業務上で無理を強い
られたというのです。

社長は直々に当事者の二
人を別々に呼んで事情を聴
きました。結局、拠点長が
無理を強いたと言っても許
容範囲内のことで、この程
度のことならどの店でも起
こりうる。「被害にあった
パートの方に何か問題でも
？」という眼で社長が改め
て彼女と話すことにしたそ
うです。



最初は冷静に話していた
彼女が、家庭の子供の話に
なると表情が陰り、自分独
りで家事から子育てをこな
す大変さ、夫の無理解と非
協力を涙ながらにこぼしま
した。

社長として第一線の社員
の悩みに気づけなかったこ
とを反省するとともに、管
理者や同僚の無関心さに思
わず寒気を覚えたと言っ
ています。

「これが今のうちの会社
の実態だ。数字は順調だが
しかしいざれ落ちると覚
悟した社長は、定期的到店
を回って社員と話す時間を
とったそうです。

人は昇給、賞与、昇進な
どでやる気を起こしますが、
こうした「金品報酬」とと
もに、「心の報酬」の大切
さも理解したいものです。

心の報酬の代表格は、「承
認」です。

承認とは、「褒められる」
「認められる」「感謝され
る」ということ。お金はか
からないが、その効果は抜
群です。たまには、社員を
承認しましょう。

日々心掛けたい ヤル気の源泉



20年余にわたってデフレ下での厳しい経営環境が続く中にあっても、中小企業での経常利益も最高水準にあるとのデータもあり、懸命な経営努力の足跡を見ることができません。

改善・回復基調の中で、経営者が次に取り組むべき経営課題は、いかに生産性を向上させていくかにあります。

生産性を向上させるとは、生産されるモノの付加価値自体を上げることと、少ない労働時間で生産量を上げることになります。

聡明な経営者は、生産性を向上させるためには、働き甲斐・生き甲斐を持った社員が数多くいる会社にしていかねばならないことに気づくはずで。

働き甲斐・生き甲斐を会社に対して抱く社員は、毎日の仕事に夢と希望を持ち、

顧客の満足と喜びを創造していこうとする意欲溢れる仕事への取り組み、会社で成長の推進力をもたらしてくれるのです。

社員が働いてこそ会社が存続することは言うまでもなく、当然にして、社員の物心両面での幸福を追求し、ヤル気を高める経営努力が欠かせません。

意欲を高める要因として、行動心理学では、心の満足感を求める「内発的動機」と、金銭や名誉・地位といった外的報酬を求める「外発的動機」があるとされており。

20年近く実質所得が増えてきていない中で、社員に生活の安定・安心を与えることは意欲を高めるもので

あり、企業の生産性向上にも寄与する根本要因ともなっています。

孟子の言葉に「恒産なくして恒心なし」とあります。安定した仕事、安定した収入がなければ、心は安定しないことを伝えており、経済面での安定は社員のヤル気につながるものです。

会社の現状を社員に正しく伝えるときにも、自社が目指す将来像を明確にすることで、一人ひとりの社員が取り組む仕事はどう経営に帰結し、掲げる将来像に近づいてくのが明らかであれば、社員の参画意識を高め、ヤル気を育てることにもなります。

ともすると、日々の資金繰りや売り上げ確保に汲々として経営者が会社の将来像を描くことを失念している向きも少なくありません。会社を率いていく覚悟とともに、将来にあるべき会社の姿やビジョンを描き、社員に語り掛けていきたいものです。

すことで社員の経営への参画意識・意欲を高めるとともに、社員の働き甲斐・生き甲斐を生み、自主性を持った仕事への責任ある取り組みを生みます。

自主性を持った仕事への取り組みは、周囲の社員にまで影響を及ぼし、成果を上げる組織ブレイク・チームプレーをも生む効果も期待できます。

組織は大きな仕事を成し遂げるために欠かせないものであり、社員の総和を生むことに心を砕いていきたくは社員の声に耳を傾け、社員の自主性を生むことにあります。

社員のヤル気を高め、力を発揮するためには、社員に権限を委譲し、仕事を任せることも大事なポイントです。

与えて見守ることが社員の成長を促すことを説いています。

社員は仕事を任せられることで、責任を自覚しつつ、会社から信頼されていることの喜びと成果を達成した際の喜びと成長を自覚していくものです。

社員を「ほめる」ことはヤル気を高める上では、社員の老若・男女を問わず最も大事な要因ですが、失念しがちです。

人は誰しもが「ほめられたい」「認められたい」気持ちがあります。社員の努力に対しては積極的に「ほめる」ことで一段のヤル気を起すものです。また、創業したての松下幸之助氏は「君ならできると思うから頼むわな」とひっきりなしに声掛けしていたようで、ヤル気を起させながら、意欲を持って仕事に取り組みことを語り掛けていたようです。

自身が認められ、期待されている意を込められた声掛けは、成果も自己の成長をも伸ばすものです。

働き方改革法が成立、施行へ！

特定社会保険労務士 小島信一

変動する実務で中小企業が留意すべき点とは

●働き方改革法案が成立

本年6月29日、残業時間の上限規制や年次有給休暇の強制付与、正社員と非正規社員の不合理な待遇格差を解消する「同一労働同一賃金」などを定めた、働き方改革関連法案が成立しました（公布日・平成30年7月6日）。

今後、順次法律が施行されていくことになり、企業は実務対応を求められるようになりま。本稿では、主に中小企業に関連した項目に絞って解説していきます。

残業時間の上限規制 （中小企業は平成32年4月1日施行）

労働基準法は、労働時間の長さについて規制しており、法定時間を超えて労働者を働かすことはできません。この時間は、原則1週

40時間、1日8時間となっています。

ところが、労使協定を結べば、残業は理論上、青天井で、制限がないことが問題視されていました。そして、このことが過労死や過労自殺の温床となっているという指摘もありま

す。そこで、改正法では法36条に残業の上限時間を明記しました。このことが、法施行70年来の大改正と言われるゆえんです。

今後、残業の限度時間は1か月45時間、1年について360時間となります。この限度時間は、今まで厚生労働省からの告示で示されていたのですが、法律

本文に明記されるようになりました（改正労働基準法第36条第4項）。法律に明記されたことにより、守られない場合は、

6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処されることとなります。

なお、1年単位の変形労働時間制を採用している会社は、この時間がさらに短く、1か月42時間、1年320時間となることに留意して下さい。

ただし、例外もあります。通常予見することのできな

い業務量の大幅な増加等により、臨時に必要がある場合に限り、休日労働を含み1か月100時間、1年720時間まで残業をさせることができます。ただ、この場合には、平均で1か月80時間を超えることができません。

また、業種による猶予措置として、自動車運転業務・建設事業・砂糖製造業・医師等については、5年間の猶予があります。これらの業種については、

限度時間についても一般とは異なる時間が予定されています（ただし、最終的にはすべての業種で同一基準となる予定です）。

このように、残業規制が法律上明記されたことにより、会社は定時で仕事が終わるよう業務の見直しが必要となるでしょうし、今

以上に、時間の把握についてシビアにしていく必要があります。業種によっては、恒常的に人手不足が続ぎ、休日出勤が常態化しているケースも見られますが、法施行までに何等かの対策が必要です。

なお、残業させる場合の手続きについては、従来どおり、協定を労使で結んで行うという枠組みの変更はありませんが、協定の本身に若干変更があることに留意して下さい。

月60時間超の残業には50%増の割増賃金（平成35年4月1日施行）

法定労働時間を超えて就労させた場合、割増賃金の支払いが必要です。現在、1日8時間、1週40時間を超えた分については、25%の割増率となっています。ただし、月60時間を超えた分については、50%増しと厳しくなっています。

これは、前回の改正により決まったことですが、中小企業は猶予されています。今回の改正では、いよいよこの猶予規定を撤廃することとし、中小企業に対しても月60時間を超える残業については、50%の割増が義務付けられます。

先の時間外規制を守れていれば問題ありませんが、建設業や運輸業などでは、該当するケースが出てくるかもしれません。

年次有給休暇の強制付与（平成31年4月1日施行）

改正労働基準法第39条の

条の第7項は、有給休暇の強制付与について規定しています。

つまり、10日以上年次有給休暇を保持している者に対して、5日については労働者ごとに、その時季を決めて与えなくてはならないのです。もちろん、60歳超の嘱託社員やアルバイトやパートタイマーも対象です。

これは強制なので、労働者が拒んだとしても、付与しなくてはいけなくなりません。

ただし、労働者に時季指定して付与した日数と計画付与をしている日数については、5日から除くことができます。

正社員の場合は、賃金のカットせずに休暇を与えるという措置で済みますが、パート等の場合は、通常勤務する賃金を新たに支払うことが要請されます。

何時間分払うのか、毎日の所定時間が変わるようなパートやアルバイトに対しては賃金の計算方法等をあらかじめ決めておくことが求められます。

労働時間の状況把握義務（平成31年4月1日施行）

今後、産業医の機能強化が期待されることを踏まえ、労働安全衛生法により、使用者による労働時間の把握義務が法定化されました。

改正労働法第66条の8の3では「事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならぬ」と定められています。

具体的な把握方法は、省令を待つこととなりますが、使用者による現認や客観的な方法によることを原則とする、などとなりそうです。

不合理な格差是正（中小企業は平成33年4月1日）

この改正が一番重要で、メインになりそうです。

正規と非正規の格差をなくすための改正で、今までの労働契約法第20条を削除

し、新パート法に統合しています。

なお、パート労働法は名称が変わり、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇管理の改善等に関する法律（以下「パート・有期雇用労働者法」といいます）になりました。

これからは、この法律で、有期契約社員とパート社員をまとめて保護していこう、という流れになります。

ここで注目したいのが、新パート・有期雇用労働者法第8条で定めた「不合理な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・嘱託社員・パートタイマー・アルバイトなどと待遇差をつける場合の留意点について、包括的に規定されています。

労働条件は、賃金・労働時間などいろいろありますが、その「それぞれ」について、待遇の適正差異・廃止を検討することが求められます。

労働条件は、企業ごといろいろな考えがあるため、

答えは一律ではありません。

なお、待遇差を考慮する上で、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（この2つを併せて「職務の内容」といいます）、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情の3要素を企業ごと考慮することになります。

どういう場合が不合理に当たるとか、については先行して発出された「ガイドライン」があるので、それを参照していきます。

最近新聞等でパートにも賞与を払うことにした、などと報道されているのは、このためです。ガイドラインを見ますと、例えば、賞与について次のような記述があります。

同一労働同一賃金ガイドライン案（平成28年12月20日）より抜粋

賞与については、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の貢

献である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

通常、賞与は貢献に応じて支払われるため、原則的にはパートタイマーや嘱託にも賞与の支給が求められることとなります。

したがって、就業規則の見直しが必要になってきます。

●おわりに

働き方改革法案の一番のキモは、不合理な待遇差の禁止になると思われます。

法律は、各社でいろいろな紛争が予定されることを見込んで「行政型ADR」を整備するとしています。インパクトのある改正ですが、十分な準備をしておきましょう。（平成30年7月20日記）

神戸製鋼のデータ改ざん、次々真相解明へ



大津 彬裕 (おおつ・よしひろ)

東京教育大学卒。昭和37年読売新聞入社。社会部・外報部・解説部記者を経て、共同PR社顧問。元PRコンサルタント。慶応、玉川、相模女子大学非常勤講師を歴任。「ブランドは広告でつくりたい」(翔泳社、共訳)など、著訳書多数。

ジャーナリスト 大津 彬裕

不祥事を起こした大企業が、外部の調査委員会「第三者委員会」を設置、その原因を究明してもらい、報告書を公表して、再発防止につなげる対応をとるのが、まるで流行のようになった。社会的信用を高めるため、外部の検察庁の元大物、有識者らを起用している。

ところが、企業に都合のいい報告書を出し、再発防止どころか問題の幕引きや経営陣の保身に利用される「名ばかり第3者委」もあると指摘されるケースもあるようだ。

このため、「第三者委員会」の調査を適正化し、社会的信用を高めることを目的とする「第三者委員会報告書」の「格付け委員会」に評価を依頼する社も出てきた。

40年以上前から検査データの改ざんと不正を隠蔽してきた神戸製鋼もその一つである。新日鉄住金、JFEスチールに次ぐ国内3位の鉄鋼メーカーである神戸製鋼の不正は、アルミ・銅製品から鉄粉、鋼線、特殊鋼、さらに「不正はない」と言っていた主力の鉄鋼に拡大。自動車や新幹線などの鉄道、H2Aロケットなどの航空宇宙、家電の600社以上に供給していた。

子会社で生産された銅管は日本工業規格(JIS)を取り消された。外国では米司法省が調査に乗り出し、欧州航空安全庁は、航空機の製造や修理を行う企業に可能な限り神戸製鋼からの調達を停止するよう勧告した。



最終報告書、9人中6人が「不合格」と評価

18年4月10日の東京新聞によると、神戸製鋼の最終報告書について、弁護士らでつくる格付け委員会は9日、9人の委員中6人が「不合格」とする評価を発表した。A、B、C、Dに不合格のFを加えた5段階評価。今回は不合格6人、残り3人はD(悪い)だった。

この報告書の土台になった外部調査委員会の調査結果を公表しなかったため、「都合のよい部分を恣意的に利用している」と厳しく批判、さらに「客観的な情報を提供せず、再発防止策にも説得力がない」と指摘した。

神戸製鋼は、非公表の理由に米国での訴訟を挙げているが、委員の一人は「非公表の対象か否かに多大の疑問を抱く」と述べた。神戸製鋼は17年11月10日に自社による調査結果をまとめたが、不正の始まった時期や役員との関与など詳細を明らかにできず、弁護士らの外部調査委員会に検証を委ねた。

18年3月6日に最終報告書を発表し、川崎博也現取締役兼会長職の辞任など幹部の処分も示した。ところが、この報告書に川崎氏の責任に言及がなく、6月には川崎氏が「特任顧問」に就任することを問題視する意見も出された。

一方、18年4月25日の各紙によると、東京地検特捜部と警視庁は合同で不正競争防止法違反(虚偽表示)の疑いで捜査に乗り出す方針を固めた。改ざんは、1970年代から続いており、関与した神鋼も拠点は国内外のグループ23工場・子会社。OBを含む5人の取締役や執行役員、社員ら40人超が関与していたとされている。

日本工業規格認証取得工場
コンクリート製品の総合メーカー

富士コンクリート株式会社

〒078-8381 旭川市西神楽1線14号253番地の8

TEL(0166)(代)75-3588
FAX(0166) 75-3433

日大アメフト不祥事の教訓

日刊工業産業研究所 所長 岡田 直樹

岡田 直樹 (おかだ・なおき)

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省などの官庁を担当。デスク、論説委員、論説委員長などを経て、日刊工業産業研究所長。埼玉県出身、59歳。

監督やコーチの指示に従わなければ選手生命を絶たれるかもしれない。恐怖政治のような上下関係のもとで権力が暴走すると、歯止めがかからず、人を狂気に走らせる。日本大学アメリカンフットボール部の悪質タックル問題は、冷徹な組織の掟が温床になったことを、不正が相次ぐ産業界は警鐘と受け止めたい。

日大アメフト部では、選手が監督と言葉を交わす機会は皆無に近く、監督は雲の上の絶対権力者であったことが、選手の証言から明らかになっている。本来は厳しい指導を和らげる緩衝剤になるはずのウエットな人間関係が欠如し、命令系統だけ機能しているところが、稚拙で、不気味で、いかにも今日的である。

この「乾き切った権力構造」を企業に当てはめると、経営破綻を招く要因そのものではないか。現場や現実を軽視するワンマン社長。社内に忖度が横行し、挙句は損失隠しなど企業の存立にかかわる重大事が発覚する。謝罪会見を開くも、逆に世間の不信感を強め、ネット上での炎上に油を注いでしまう。日大が上場企業なら株主の信任を失い、市場から退場を宣告されているだろう。

モノづくりの根幹を担う大企業で、品質・検査データの改竄といった不正が止まらない。社内から報告があっても上層部が見て見ぬふりをしたり、なかには経営層が関与していたり、隠蔽を指示したりするケースもある。一強体制のもとで忖度が蔓延ると、現場はますます都合の

良い情報しか幹部に報告しなくなる。

産業再生の最前線で活躍してきた日本人材機構の小城武彦社長は、破綻する日本企業には共通のメカニズムが駆動していると自著『衰退の法則』で説いている。「ダメ企業」で出世する条件として「幹部の意向を忖度し実現に向けて社内調整する力」、「派閥などへの所属」、「出すぎず気が利く」の3点を挙げる。

そのうえで「忖度や社内調整が出世の条件と気づけば、出世願望の強い社員ほど忖度のワザに磨きをかけ、幹部の意向を変えることはしなくなる。事業環境が安定しているうちはいいが、いったん環境変化が起きると弊害が噴出し、企業は破綻へ向かう」と警告する。組織人のひとりとして、周囲で忖度らしきものを見聞きしたら、加担しない分別は持ち続けたいと思う。

「相手の気持ちを慮って行動する」。忖度は中国最古の詩集『詩経』に由来し、いつしか日本人の奥ゆかしさや気遣いを表すようになった。それが森友・加計問題をきっかけに「あなたのため」と見せかけて、内実は自己保身や見返りを期待するTV時代劇の「越後屋的」な毒気を帯びてしまったのは残念だ。

悪質タックルをした学生には、忖度上手とは対極の正々堂々とした人生を歩んでほしいし、何より産業界がフェアプレーの手本を示すべきだろう。

不動産賃貸業

エバーオンワード株式会社

代表取締役 只石 峰子

〒078-8368 旭川市東旭川町旭正 362 番地 TEL/FAX (0166) 35-4015

新入会員です ヨロシク!

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介します。(H30.3.1~H30.10.12)

● 親 会

- | | | | |
|---|------------------------------------|--|----------------------------------|
| 株アンビエンテ丸大〈産業廃棄物処理業〉
〒070-8032 旭川市神居町共栄493番地1
代表者 西野尾 孝子 | 神居地区
TEL63-1511
FAX63-3103 | 株タテヤマ融雪企画〈一般産業用機械・装置製造業〉
〒070-8004 旭川市神楽4条12丁目9番6号
代表者 館山 真美 | 神楽地区
TEL63-2325
FAX63-2345 |
| 有イー・トレンドライフ〈保険媒介業〉
〒070-0010 旭川市大雪通5丁目498番地9
代表者 高橋 規久 | 新旭川地区
TEL29-5399
FAX26-5393 | 有ツカサ電設〈電気工事業〉
〒078-8353 旭川市東光13条4丁目5番5号
代表者 齊藤 功司 | 東光地区
TEL35-6676
FAX35-6636 |
| 株インテリア工房 大川〈木製品製造業〉
〒071-1426 上川郡東川町北町8丁目11番1号
代表者 大川 守 | 東川地区
TEL82-5558
FAX82-5559 | 株ファニチャーアコール〈家具等製造・卸売業〉
〒071-1424 上川郡東川町南町2丁目12番3号
代表者 長谷川 恵次 | 東川地区
TEL73-7711
FAX82-4699 |
| 株メイクオフィス〈木製品製造業〉
〒071-1426 上川郡東川町北町8丁目11番4号
代表者 大川 守 | 東川地区
TEL82-6355
FAX82-6356 | 株F A B E R 〈識別工事業〉
〒079-8415 旭川市永山5条22丁目2番19号
代表者 渡邊 弘仁 | 永山地区
TEL47-1842
FAX47-1842 |
| 株上田畜産〈食肉小売業〉
〒070-8002 旭川市神楽2条9丁目2番24号
代表者 蕪 武良成 | 神楽地区
TEL62-2983
FAX62-2948 | 吉倉株〈建築材料卸売業〉
〒078-8347 旭川市東光7条5丁目2番11号
代表者 吉倉 充 | 東光地区
TEL37-5605
FAX76-4048 |
| (同)菊池技建〈一般土木建築工事業〉
〒070-8015 旭川市神居5条6丁目4番16号
代表者 菊池 貴幸 | 神居地区
TEL24-7267
FAX24-7267 | 株ルーラル〈管工事業〉
〒070-8044 旭川市忠和4条1丁目1番1号
代表者 熊谷 英樹 | 西地区
TEL73-5741
FAX73-5740 |
| 株旭真工業〈一般土木建築工事業〉
〒078-8221 旭川市11条通20丁目1番1号
代表者 清水 恭兵 | 東地区
TEL34-8808 | 有菅野塗工〈塗装工事業〉
〒078-0346 上川郡比布町新町4丁目15番8号
代表者 菅野 秀暢 | 比布地区
TEL85-3122
FAX85-3122 |
| 旭建興業株〈一般土木建築工事業〉
〒078-8242 旭川市豊岡12条4丁目1番3号
代表者 中島 正晃 | 豊岡地区
TEL74-3903
FAX74-3914 | | |
| 株興翔物流〈一般貨物自動車運送業〉
〒079-8452 旭川市永山北2条8丁目4番地4
代表者 平野 真由美 | 流通団地地区
TEL40-1026
FAX74-6206 | | |
| 株仁〈住宅関連工事業〉
〒070-8048 旭川市忠和8条5丁目11番11号
代表者 岸本 直仁 | 西地区
TEL73-3430
FAX73-3431 | | |
| 生活サポートセンター株〈生活関連サービス業〉
〒078-8212 旭川市2条通20丁目1075番地2
代表者 堀 容啓 | 東地区
TEL74-5280
FAX74-5280 | | |
| | | 有菅野塗工〈塗装工事業〉
〒078-0346 上川郡比布町新町4丁目15番8号
代表取締役 菅野 秀暢 | 比布地区
TEL85-3122
FAX85-3122 |

● 青年部会

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 有イー・トレンドライフ〈保険媒介業〉
〒070-0010 旭川市大雪通5丁目498番地9
代表取締役 高橋 規久 | 新旭川地区
TEL29-5399
FAX26-5393 |
| 有大熊養鶏場〈農畜産物卸売業〉
〒078-0311 上川郡比布町南1線8号
専務取締役 大熊 啓司 | 比布地区
TEL85-3827
FAX85-2110 |
| 有菅野塗工〈塗装工事業〉
〒078-0346 上川郡比布町新町4丁目15番8号
代表取締役 菅野 秀暢 | 比布地区
TEL85-3122
FAX85-3122 |



総合電気工事
明日を築く 豊かな技術

東邦電設株式會社

代表取締役会長 武田 政 則
代表取締役社長 小野沢 千 秋

本社 旭川市東光3条2丁目2番5号
支店 富良野市花園町1番5号
出張所 雨竜郡幌加内町字幌加内543番2

事業報告

4月から9月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

注) ※印は旭川中法人会との共催

4月 April

- 12日(木) 第13回法人会全国女性フォーラム(山梨)
- 23日(月) 第1回理事会
- 27日(金) 女性部会第1回役員会

5月 May

- 9日(水) 青年部会三役会※
- 17日(木) 青年部会定時総会／女性部会定時総会／合同懇談会
- 28日(月) 通常総会／税務講話／懇談会

6月 June

- 9日(土) 青年部会親睦ゴルフ大会・ビールパーティ
- 11日(月) 親睦チャリティーゴルフ大会実行委員会
- 20日(水) 経営セミナー(人材採用・人事労務)※
- 21日(木) 女性部会第2回役員会※
- 22日(金) 第27回北海道法人会青年の集い(釧路)

7月 July

- 1日(土) 10回税に関する絵はがきコンクール募集開始※
- 4日(水) 第1回厚生委員会※
- 23日(月) 事務局連絡会議※

8月 August

- 1日(水) 役員研修会／名刺交換会※
- 7日(火) 親睦チャリティーゴルフ大会
- 9日(木) 第1回広報委員会※
- 23日(木) 女性部会税務研修会／納涼懇談会

9月 September

- 7日(金) 第10回税に関する絵はがきコンクール第1次審査※
- 7日(金) 第55回税制改正提言全道大会(帯広)(震災のため中止)
- 11日(火) 青年部会幹部会議※
- 18日(火) 経営セミナー(民法改正・不動産市況)※



▲青年・女性部会合同による懇談会



▲通常総会の様子



▲親睦チャリティーゴルフ大会



▲名刺交換会の様子



▲女性部会テーブルマナー講座

医療法人社団

はやし内科 胃腸科 小児科 医院

〒078-8243 旭川市豊岡13条5丁目1番3号 TEL(0166)33-2277 FAX(0166)34-7369

地域逸品

地元を支えられて30回目を迎えた “音と光のファンタジー” 花火 in KAGURA

～お盆の時期に夜空を彩る3000発の花火～



花火 in KAGURAの誕生

このイベントは、竹下首相が地域振興の為に実施した「ふるさと創生事業」で、日本の各市町村に1億円を交付した頃、地元神楽でも何かイベントが出来ればいいな。との気運が生まれ、旭川南商工会青年部員が「我々の住んでいる町を我々自身が好きになり、他の地域の方々にもっと知ってもらいたい」「お盆の時期に地元旭川、神楽に帰省する方に夏休みの最後の思い出をつくりたい」そんな思いから、現在の大雪アリーナの場所で小さな「子供手持ち花火」がきっかけとなり始まったイベントです。

翌年の平成元年には「花火 in KAGURA」として、場所を現在のせせらぎ公園（神楽）とし、産声を上げました。

花火 in KAGURAの特徴

事業実施においては、大口のスポンサー企業や行政の補助金に出来るだけ頼ることなく、実行委員自らが市内事業所から協賛金を集め、煙火打上従事者の資格を取得し「企画」「運営」から「花火の設置」「花火の打ち上げ」「後片付け」まで行っております。

年々観客数が増加する中、平成12年からはより地域に根ざしたイベントとなるよう市民委員会や商店街の方々にも参画頂きながら実行委員会を組織し、現在では約5万人の観客の前で約3,000発の花火を打ち上げるまでに成長しました。

毎年お盆の8月14日に実施しておりますが「家族一緒に花火を見るためにこの時期に旭川に帰省した」「滅多に帰省しなかった子供達がお盆に帰省するようになった」とのお言葉を頂いており、地域で定着したイベントになったものと考えています。

今後も地域に根ざした企画運営に努めながら、お盆の時期に帰省する方々や地域の方々の夏の思い出づくりはもちろんのこと、



子どもたちが楽しめるイベントも盛り沢山

郷土愛の醸成や旭川の魅力発信、地域経済発展に寄与することを目的として、このイベントを発展させていきたいと考えております。

第30回となる記念事業

●前夜祭 平成30年8月13日(月)14:00～

これまでの30年を振り返るとともに、前夜祭では幼児・子供向けのイベントを中心に「実験体験ショー」や「子供ビンゴ大会」並びに本イベント創設当初の原点に立ち返り、昭和63年に実施した「子供手持ち花火」を復活するほか「子供盆踊り」を開催しました（但し、雨天の為「子供盆踊り」「子供手持ち花火」は中止となりました）

●イベント当日 平成30年8月14日(火)12:00～

正午からは、会場には各種露店30数店舗が並びます。また、子供向けの射的や駄菓子屋、クジなど縁日が実施するほか、会場内に隠された9つの謎を解く冒険型スタンプラリー「神楽の果てまで行って9!」やスイカ割り、ちびっ子消防士放水体験、ビンゴ大会など子供たちが楽しめるイベントを実施しました。

更に今年は、記念事業として、会場内に設置したLEDディスプレイで旭川市や道北地区の



大観衆にわいた花火大会

「観光」や「食」「企業」をPRする映像も放映しました。

フィナーレを彩る花火は、午後8時15分から開始され、今年も誕生祝などの「元祖メッセージ花火」や音楽に合わせて約3,000発の花火を打ち上げるほか、記念大会用の花火打上として、これまでご支援頂いた関係団体、企業や来場者の方々に感謝の意を込めて記念大会用の花火（仕掛花火・創作花火）を打ち上げました。

今後の花火 in KAGURA

おかげ様で観光雑誌においては、北海道の五大花火大会に選ばれたことや、昨年からは結婚情報誌ゼクシィの全国花火大会横断プロポーズ応援企画における会場の一つに選ばれるなど、神楽地域だけではなく、旭川市を代表する花火大会となってきております。また、現在では、当初、立ち上げ時に携わっていた方の二世の方も中心となって企画・運営に参画しており、今後も地元を支えられながら次世代にも続けるような花火大会となってほしいと思います。



花火大会とあわせて華やかなステージショー

花火 in KAGURA 実行委員会事務局

〒079-8412
旭川市永山2条19丁目5番11号
あさひかわ商工会内
TEL. 0166-48-1651
FAX. 0166-47-6829

税制改正による法人二税申告の際の留意点

○ 税率の改正

法人事業税における外形標準課税の拡大、地方法人課税の偏在是正に係る税制改正により、法人事業税、法人道民税、地方法人特別税の税率は次のようになります。

【法人事業税】

法人の種類	所得区分等	H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度		H28.4.1から H31.9.30まで に開始する事業年度		H31.10.1以後 に開始する事業年度	
		税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人
普通法人	年400万円以下	3.4%	1.6%	3.4%	0.3%	5.0%	1.9%
	年400万円超800万円以下	5.1%	2.3%	5.1%	0.5%	7.3%	2.7%
	年800万円超	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%	9.6%	3.6%
	軽減税率不適用法人(※)	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%	9.6%	3.6%
	付加価値額		0.72%		1.2%		1.2%
	資本金等の額		0.3%		0.5%		0.5%
特別法人	年400万円以下	3.4%		3.4%		5.0%	
	年400万円超	4.6%		4.6%		6.6%	
	軽減税率不適用法人(※)	4.6%		4.6%		6.6%	
収入金額 課税法人	収入金額	0.9%		0.9%		1.3%	

※ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得

【法人道民税】

区分		H26.10.1から H31.9.30まで に開始する事業年度	H31.10.1以後 に開始する事業年度
		税率	税率
均 等 割	公共法人、公益法人等		年額 2万円
	資本等の額を有する法人	資本金等の額が1,000万円以下であるもの	年額 2万円
		資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
		資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円	
法人 税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を超えるとき	4.0%
		法人税額が年1,000万円以下のとき	3.2%

【地方法人特別税】

法人の種類	H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度	H28.4.1から H31.9.30まで に開始する事業年度	H31.10.1以後 に開始する事業年度
	税率	税率	税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	93.5%	414.2%	廃止
所得割額によって法人事業税を課税される法人(資本金1億円以下の普通法人、特別法人、公益法人等)	43.2%	43.2%	
収入割額によって法人事業税を課税される法人(電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業)	43.2%	43.2%	

○ eLTAX～電子申告～

eLTAX とは・・・

各都道府県の「法人道民税・法人事業税・地方法人特別税」、市町村の「法人市町村民税・固定資産税(償却資産)」等に関する手続について、郵送したり窓口に出向くことなく、オフィスや税理士事務所等からインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

資本金1億円超の普通法人等は、平成32年4月1日以後開始事業年度分から電子申告が義務化されます。平成31年10月1日以降は、eLTAXを通じ共通電子納税システムを利用することができます。

【法人道民税・法人事業税
・地方法人特別税の申告書提出先】
【道税ホームページアドレス】

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課 TEL 011-204-5083
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>